

ハラスメント防止対策に関する方針

【基本的考え方】

ハラスメントとは、「嫌がらせ」や「いじめ」と訳される言葉。他者に対して、不利益を与えたり、不愉快にさせる言動や行動等を示す。

与えるダメージが身体的なものでも精神的なものでも同様に、行為者にどのような意図があったかは問題ではなく、相手が不快な感情を抱けば、それはハラスメントになり得る。

合同会社心の糧は、利用者や従業員等、事業に関わる全ての方に対してより良いサービスを継続するために、職場及びサービスの現場におけるハラスメントを防止するために、本方針を定めることとする。

1. ハラスメントの種類

一般社団法人日本ハラスメント協会は、ハラスメントの種類は 30 種類以上に及ぶと提言している。一般的に職場等で起こり得るハラスメントを挙げる

職場内	(1) <u>パワーハラスメント</u> 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、以下のようなものを指す。 ① 身体的な攻撃（暴行・障害） ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言） ③ 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視） ④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる） ⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害） ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）
-----	---

職場内	(2) <u>セクシュアルハラスメント</u> ① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど） ② 性的な行動（性的な図画を見せる、不必要な身体的接触） (3) <u>モラルハラスメント</u> ①相手の意見をことごとく拒絶したり、わざと実行不可能な仕事を依頼したりする ②外部からは見えにくく、加害者に自覚がないことが多い (4) <u>ジェンダーハラスメント</u> ①「男のくせに」「女のくせに」といった発言や、性別への偏見を原因とした不公平な評価等 (5) <u>スメルハラスメント</u> ①一般的には口臭や、体臭を指す ②強すぎる香水や柔軟剤のにおいもハラスメントの対象になる要因となる
サービスの現場	利用者・家族等から従業員へのハラスメント 及び従業員から利用者・家族等へのハラスメントの両方を指す。 (1) <u>身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）</u> 例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる (2) <u>精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）</u> 例：大声を出す、理不尽な要求をする (3) <u>セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）</u>

	例：従業員の身体に不必要に触る、性的な話をしたり図画を見せたりする
--	-----------------------------------

2.ハラスメント対策

当社事業所の従業員間及び取引業者、関係機関の従業員、利用者・家族との間において、上記1に掲げるハラスメントが発生しないよう、以下の取り組みを行う

1) 職場におけるハラスメント対策

- (1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する
- (2) 役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う
- (3) ハラスメント防止のために、日頃から方針の周知徹底をし、年1回以上のハラスメントに関する研修を行う
- (4) ハラスメントの相談窓口を職場内に設置し、管理者が窓口を担当する
- (5) ハラスメントの相談を行った従業員が不利益を被らないよう、十分に留意する
- (6) ハラスメントの判断を行ったと指摘された従業員については、弁明の機会を十分に保証する
- (7) 従業員のハラスメントに関する判断や対応は、役職者で検討する

2) サービス現場におけるハラスメント対策

従業員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、以下の対策を行う

- (1) 以下の点をサービス利用者・家族に周知する
 - ① 事業所が行うサービスの範囲及び費用についての周知
 - ② 従業員に対する金品等の心づけのお断り
 - ③ サービス提供に支障がある場合のペットの保護（ゲージに入れる、首輪でつなぐなど）

- ④ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は従業員からハラスメントを受けた場合は、気軽に管理者に連絡いただく
 - ⑤ 従業員へのハラスメントを行わないこと
- (2) 利用者・家族から、暴力やセクシュアルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。
- (3) 管理者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、ハラスメント防止委員会で検討をし、必要な対応を行う。

3) 従業員研修

以下の事項について、入職時及び随時研修（年1回以上）を行う。

- (1) 本基本指針
- (2) 介護サービスの内容
 - ・ 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
 - ・ 介護保険制度や契約の内容を超えたサービスは提供できないこと
 - ・ 利用者に対し説明をしたものの十分に理解されていない場合の対応
 - ・ 金品などの心づけのお断り
- (3) 服装や身だしなみとして注意すべきこと
- (4) 従業員個人の情報提供に関して注意すべきこと
- (5) 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
- (6) ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
- (7) その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること

令和5年6月